

○東京藝術大学名誉博士称号授与規則

〔平成7年11月22日〕  
制 定

改正 平成16年4月1日 平成21年7月1日  
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号授与の要件その他必要な事項を定めるものとする。

(称号授与の要件)

第2条 名誉博士の称号は、教育研究上顕著な業績をあげ、学術文化の発展に多大の貢献をした者に授与する。

(推薦)

第3条 学部長は、前条に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、学長に推薦することができる。

2 学長は、前項の推薦があったとき、又は学長が推薦する候補者があるときは、教育研究評議会の議に付すものとする。

(称号の授与)

第4条 名誉博士の称号は、教育研究評議会の意見を参考として、学長が決定し、授与する。

(名誉博士記の様式)

第5条 名誉博士記の様式は、別記のとおりとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成7年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記

名 博 第 号	東京藝術大學 公印	(元号) 月 日	名誉博士の称号を授与します	よってここに東京藝術大學	発展に多大の貢献をされました	功績をあげかつ学術文化の	あなたは教育研究上顕著な	氏名	国籍	名誉博士記

- 1 日本人にあっては、国籍の欄は設けない。
- 2 授与に当たっては、必要に応じて被授与者の母国語による本訳文を添付する。